

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年6月20日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,853

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

667,826

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	256,046
姫路市	139,189
尼崎市	128,363
明石市	83,932
西宮市	132,961
洲本市	12,025
芦屋市	26,588
伊丹市	55,629
相生市	7,871
豊岡市	21,830
加古川市	72,636
たつの市	20,736
赤穂市	12,959
西脇市	10,907
宝塚市	64,144
三木市	20,996
高砂市	24,551
川西市	43,728
小野市	13,010
三田市	30,278
加西市	11,848
丹波篠山市	11,168
養父市	6,281
丹波市	17,257
南あわじ市	12,742
朝来市	8,073
淡路市	12,084
宍粟市	10,042
加東市	10,712

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,314
多可町	5,560
稲美町	8,520
播磨町	9,515
神河町	3,057
市川町	3,214
福崎町	5,129
太子町	9,261
上郡町	4,106
佐用町	4,509
香美町	4,645
新温泉町	3,868